

消費税額に係る特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が付される契約と一体をなす。

(消費税額の取扱い)

第2条 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約をなんら変更することなく請負（契約）金額に相当額を加減して支払う。